

令和6年度外国人医療受診サポート業務 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和6年度外国人医療受診サポート業務（以下「本業務」という。）」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名

令和6年度外国人医療受診サポート業務

2 委託業務の目的

台湾の半導体関連企業に勤める方々及びその家族等が、本県で安全かつ安心して暮らすことができるよう、夜間及び休日に急な病気やけがをしたとき等に受診の必要性、対処方法等の適切な助言等の緊急電話相談や医療機関案内及び受診時の通訳支援等を多言語で受けることができる体制を整備するものである。

3 業務内容

(1) 委託業務の内容

別紙仕様書のとおりとする。

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(3) 委託業務の履行場所

受託者の負担において受託者が設置する場所とする。

ただし、十分にセキュリティが確保され相談者に関するプライバシーの保護が図られる場所であること。

第2 提案内容

評価基準（後述第6の3）に基づき、企画提案を実施するものとする。

第3 応募資格等

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- 1 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制をすること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 3 以下のいずれかの手続きをしている若しくはされている者でないこと。
 - (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしている者若

しくは更正手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者若しくは破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している者でないこと。
- 5 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- 6 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

第4 企画提案スケジュール

- | | | | |
|---|----------------------|------|--------------|
| 1 | 企画提案募集開始 | 令和6年 | 9月17日（火） |
| 2 | 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和6年 | 9月20日（金）正午 |
| 3 | 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和6年 | 9月25日（水） |
| 4 | 企画提案書の提出期限 | 令和6年 | 10月1日（火）正午 |
| 5 | 企画提案書の選考（書類審査） | 令和6年 | 10月3日（木）【予定】 |
| 6 | 企画提案の選考結果の通知・公表 | 令和6年 | 10月7日（月）【予定】 |
| 7 | 契約締結及び業務開始 | 令和6年 | 10月中旬【予定】 |

第5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期限 令和6年9月17日（火）から令和6年9月20日（金）正午まで

(2) 受付方法

イ 指定様式（様式第5号）により、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kokusaik@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部国際政策課 担当：板橋）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

ニ 各質問に対する回答は次のホームページに公表する。

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaisei/r6_iryu_dial.html

2 提出書類

(1) 提出書類及び部数

イ 参加申込書（様式第1号） 1部

ロ 応募資格に係る宣誓書（様式第2号） 1部

ハ 企画提案書 8部

- ・ 規格はA4判とする。
- ・ 枚数は18ページ以内とすること。（表紙及び目次はページ数に含まない）
- ・ 表紙を付け、表紙には提案事業者の名称、担当者の連絡先を記載すること。
- ・ 各ページに通し番号を付すること。

ニ 事業経費積算書（様式第3号） 8部

ホ 法人の概要（既存のパンフレット等概要の分かるもの） 8部

へ その他企画提案に関連する書類 必要がある場合1部

ト 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

（イ）官民を問わず、これまで実施した代表的な業務が分かる資料を提出すること。

（ロ）過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な業務があれば併せて提出すること。

（2）提出期限

令和6年10月1日（火）正午

（3）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午必着）、郵送の場合は最終日必着。

（4）提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部国際政策課国際政策班（宮城県庁行政庁舎14階）

（5）提出後の変更

提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。

また、提出された書類については返却しない

第6 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類を審査し、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。

2 書類審査

（1）企画提案書の選考実施日

令和6年10月3日（木）【予定】

（2）審査方法

イ 応募のあった企画提案書について、3 審査基準・配点等に基づき審査し、契約予定者を選定する。

ロ イにおいて、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員が最も多い提案者を選定する。最高点を付けた委員が同数となった提案者がいる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を選定し、それでもなお同点の提案者がいる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、企画提案者の評価合計点が満点の6割を満たない場合は選

定しないものとする。

ニ 企画提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点を合計し、満点の6割以上となった場合に、供給者として決定する。

(3) 結果の通知

全ての応募者に対し、令和6年10月7日（月）までに選定結果を通知する。

3 審査基準・配点等

次の審査項目及び審査の視点は、次のとおりとする。

審査基準		
審査項目	審査の視点	配点
全般	① 仕様書の内容を理解し、必要な内容が提案されているか。 ② 実施方法等が具体的かつ現実的な提案となっているか。	10点
事業内容	① 在留外国人を取り巻く現状と課題を的確に把握し、分析しているか。 ② 外国人からの相談に対して、受診の可否や医療機関への予約サポートについて適切に実施できる方法となっているか。 ③ 外国人からの要請に応じて、医療機関等における医療通訳が適切に実施できる方法となっているか。 ④ 医療機関向けの研修会の時期や方法が具体的で、外国人患者の受入れ体制推進に資する内容となっているか。	50点
業務履行能力	① 業務の目的を達成するために十分な人員体制を有し、委託期間中確実に事業を実施できる体制となっているか。 ② 事業実施にあたり十分なノウハウを備えているか。 ③ 医療機関等と幅広いネットワークを構築し、十分な連携体制を確立できるか。	20点
独自提案	① 仕様書の内容をさらに充実させる、優れた内容となっているか。 ② 事業目標の達成に資する効果的で実現可能な内容となっているか。	10点
予算	① 積算単価等は妥当なものであるか。 ② 提案内容との整合性は取れているか。	10点
合計		100点

4 選考結果の公開

選定結果については、全ての企画提案者に通知するとともに、応募者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

第7 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

宮城県は、選定した契約予定者と別に見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。

なお、選定された事業者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を契約予定者とする。

また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、県と契約予定者で協議の上決定するものとし、実際の業務内容や進め方については、随時県と協議して決定する。

第8 委託上限額

2, 310, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 県から説明を求めたにもかかわらず応じない場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

第10 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書等の取り扱い

- イ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。
- ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- ハ 企画提案書等の再提出は認めない。
- ニ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。

(2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるとき、県は本業務を延期または取り止めることがある

(5) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容を当然に実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議のうえ決定し、当該内容について、委託契約書等の中に記載するものとする。また、県との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等について、逐次県と協議しなければならない。

(6) 提出書類の情報開示

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非公開部分(個人情報や公開することにより企画提案書の権利、企業の利益等が損なわれると認められる情報など)を除き、開示することとなる。

(7) 本提案募集の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。